

様式1〔契約締結前〕

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約

No.	公表事項	内容
1	契約を締結しようとする物品又は役務の名称	助戸公民館平日夜間休日貸館業務委託
2	契約の内容	助戸公民館平日夜間及び土、日、休日の開館に伴う貸館業務委託
3	契約の相手方の選定基準及び決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を拠点とする地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴収した見積書が予定価格の範囲内であること。
4	物品を買い入れる契約にあつては納期、役務の提供を受ける契約にあつては契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
5	担当課（問い合わせ先）	教育委員会事務局 生涯学習課 助戸公民館 44-0791
6	その他	